

国空予管第553-3号
国空技企第71-2号
平成20年10月3日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」等の一部改正について

今般、低価格入札対策の更なる強化を図るため「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」等の一部改正について（平成20年10月3日付 国官会第1163号）の通知により「緊急公共工事品質確保対策について」が改正されたことに伴い、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成19年9月10日付 国空予管第474号、国空建第76号）を別添のとおり一部改正することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。

施工体制確認型総合評価落札方式の試行について

制定平成19年9月10日 国空予管第474号、国空建第76号

改正平成20年10月3日 国空予管第553-3号、国空技企第71-2号

1. 対象工事

- (1) 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年4月24日付運政第165号）の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式における手続について」（平成17年6月3日付国空予管第130号、国空建第24号）に基づき行われる工事で、全ての評価項目が標準ガイド第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、航空局長及び地方航空局長（以下「航空局長等」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が1億円以上の工事において試行することとする。なお、予定価格が1億円未満の工事であっても、航空局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。
- (2) 対象工事については、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2. 評価項目

標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目には、施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、標準ガイド第2Ⅲ10及び「航空局直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年12月20日付国空予管第546号、国空建第140号）を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。

3. 標準点、施工体制評価点及び加算点

標準ガイド第2Ⅳ4により、必須以外の評価項目について、評価に応じて与えられる得点は、入札説明書に記載された要求要件を実現できる場合に与える得点を「標準点」、入札説明書に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える得点を「施工体制評価点」、入札説明書に記載された要求要件以外の性能等に対して与える得点を「加算点」というものとする。

4. 配点割合

標準ガイド第2Ⅲ2の得点配分は、標準的には、次のとおりとする。

- (1) 標準点は、100点とする。
- (2) 施工体制評価点は、30点とし、2により施工体制評価項目として設定され

た評価項目毎に各15点とする。

- (3) 加算点は、10点から70点まで（「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成18年1月11日付国空予管第601号、国空建第155号）に基づき手続が行われる工事においては、同通知記4にかかわらず、10点から50点まで）の範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めるものとする。

工事の内容等に応じて加算点に係る評価項目を複数設定しようとする場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、上記の範囲内で各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

5. 施工体制評価項目の審査・評価方法

- (1) 航空局長等は、施工体制評価項目を審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべてのものについて、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施については、その旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- ① ヒアリングを実施する旨
- ② ヒアリングを実施する日時及び場所
- ③ その他航空局長等が必要と認める事項

- (2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者については、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、航空局長等は、開札後、追加資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。

- (3) 航空局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認に必要な部分に限る。）、(1)のヒアリング、(2)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、6.(2)に掲げる判定方式により、評価項目毎に3段階で評価（15点／5点／0点）するものとする。

- (4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格以上の価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認めるに足る場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価を行うものとする。
- ② 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることか

ら、施工体制が確保されると認めるに足る場合に限り、その程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価を行うものとする。さらに、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした各費用項目ごとの金額に、直接工事費については10分の7.5、共通仮設費については10分の7、現場管理費については10分の6、一般管理費については10分の3をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。)に満たない者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認めるに足ると具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点することにより評価を行うものとする。

- (5) 調査基準価格を下回る価格で入札を行ったものについては、VE提案等の内容に基づく施工を行うことにより達成が可能となるコスト縮減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、航空局長等が当該資料を審査した上で認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみなして(4)を適用する。
- (6) (1)のヒアリングは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付国官会第368号)記第4により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。
- (7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

6. 加算点の評価方式

加算点の評価方式は、標準ガイド第2Ⅱ5に従い、数値化できるものについては(1)によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては(2)又は(3)のいずれか適切なものによるものとする。

(1) 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に加算点の上限を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

(2) 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、優/良/可で評価するなど、段階的に判定する方式。

(3) 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に加算点の上限を、最下位者

に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

7. その他

- (1) 施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。
- (2) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められない場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないとともに、標準点を与えないものとする。
- (3) 本対照工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の評価を行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に注意すること。

附 則

1. この通知は、平成19年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
1. この通知は、平成20年10月20日以降に入札手続を開始する工事から適用する。